

津市農村交流等支援事業補助金交付要綱

平成19年3月22日訓第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農畜産物の消費拡大及び都市と農村の交流を促進し、地域の活性化を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「農村交流等支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「補助事業」という。）を行う団体に対し、当該事業に要する経費を対象として、これを交付するものとする。

- (1) 地域の農畜産物を積極的に活用し、地域での消費活動を推進する事業
- (2) 都市と農村の交流を促進し、農業への理解を積極的に推進する事業
- (3) 第1号に掲げる事業及び第2号に掲げる事業を併せて行う事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは、20万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、補助事業を行う日の属する年度の9月30日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助事業に係る募集要項等の写し
- (2) 補助事業実施時の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成19年4月1日から施行する。